

令和6年9月2日

事業主様

神戸貿易健康保険組合

健康保険証廃止に向けた対応等について

平素は当健康保険組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

マイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の国の方針に基づき、令和6年12月1日で健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証へと移行します。これに伴い事業主様・加入者様に対応いただく事項や、当健康保険組合が交付する書類等について、下記のとおり概略をお知らせしますので、よろしくお願いたします。

記

1. 現行の健康保険証について

保険証の発行は令和6年12月1日で終了しますが、現行の保険証は経過措置として令和7年12月1日まで使用可能です。経過措置終了後に保険証の回収の予定はありません。

2. 「資格情報のお知らせ（個人番号下4桁あり）」について

- ①「資格情報のお知らせ」の交付は、マイナンバーの情報が正確に登録されているかをご本人に確認いただき、安心してマイナ保険証を利用していただくことを目的として、一度限り行います。
- ②令和6年8月28日時点の加入者の方全員の「資格情報のお知らせ」を9月18日（水）に事業主様あてに一括して発送いたします。
- ③世帯単位（5人まで）で封筒に封入しておりますので、被保険者様に配付のほどよろしくお願いいたします。

3. 「資格確認書」について

- ①令和6年12月2日からマイナ保険証による資格確認ができない場合の代替措置として、マイナンバーカードを取得していない方やマイナ保険証利用登録をしていない方等へ交付します。
- ②有効期限は5年以内（4～5年）とし、現行の保険証と同様に事業主様経由で交付いたします。
- ③「資格確認書」の形状・記載事項は現行の保険証と同様の予定です。

4. 事業主様に協力いただく事項

全体のスケジュール（別紙）にて、各期間の届出内容に関する対応を記しています。ご確認いただき、また、資格取得届・被扶養者異動届は速やかな提出をよろしくお願いいたします。

5. 被保険者様に対応いただく事項

まずは「資格情報のお知らせ」にて、マイナンバー登録情報の確認をお願いします。また、マイナンバーカードの取得やマイナ保険証利用登録を済ませていない方は早めの対応をよろしくお願いいたします。